

(審議案)

「今後の県内建設業のあり方」の提言

中間とりまとめ

平成28年 月

福島県建設業審議会

「中間とりまとめ」目次

4	1	建設産業の現状について.....	- 1 -
5		(1) 国全体の建設産業を取り巻く状況	- 1 -
6		(2) 福島県の建設産業を取り巻く状況	- 2 -
7	2	建設産業の課題について.....	- 4 -
8		(1) 不透明な将来への見通し	- 4 -
9		(2) 建設企業の縮小化	- 4 -
10		(3) 技術者・技能者不足.....	- 5 -
11		(4) 若手・女性の建設業就業者数の減少.....	- 5 -
12		(5) 建設業への理解不足.....	- 5 -
13		(6) 地域における建設業の維持	- 5 -
14		(7) 維持管理分野への対応.....	- 5 -
15	3	活力ある建設産業にするために	- 7 -
16		(1) 建設産業の技術力・経営力の強化.....	- 7 -
17		(2) 建設産業の担い手の育成・確保	- 8 -
18		(3) 社会資本の適切な維持管理・更新への対応.....	- 9 -
19		(4) 行政の取り組むべき施策	- 11 -
20		< 資料 >	- 15 -
21	1	建設産業の現状について.....	- 15 -
22	2	建設産業の課題について	- 23 -

23

24

中間とりまとめ

1 建設産業の現状について

建設産業は、本県の基幹産業であり、社会基盤の整備に加えて、災害対応、雇用の受け皿として地域を支える重要な役割を担っており、東日本大震災の発生直後の初動対応から復旧・復興事業に取り組むなど、これまでその役割を果たしてきたところである。

しかし、建設業を取り巻く環境は、東日本大震災による復旧・復興事業の終了による公共投資の減少や、インフラの老朽化、品確法等の担い手3法の改正などのほか、少子・高齢化といった社会情勢の変化も加わり、建設業にとってより厳しいものになることが想定される。

このようなことから、今後の県内建設業のあり方の提言にあたっては、以下の建設産業を取り巻く状況を踏まえたものとする。

(1) 国全体の建設産業を取り巻く状況

①建設投資について

国全体の建設投資は、平成4年度のピーク以降、平成21～22年度頃に底打ちした傾向にあり、平成4年度のピーク時と比較すると、平成27年度は42.3%減少している。

②建設企業について

建設業許可業者数は、全国のピーク時である平成11年度末の58万社から平成27年度末では45万社となり22.8%減少している。

③建設業就業者について

建設業就業者数は、全国のピーク時である平成9年の685万人から平成27年では500万人となり27.0%減少している。

④国土施策におけるビジョン

国土交通省では「国土のグランドデザイン2050」を取りまとめ、“美しく、災害に強い国土”や“民間活力や技術革新を取り込む社会”等の方針が示された。

⑤建設産業に関する制度改正について(品確法)

インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年6月に施行された。改正のポイントでは、1. インフラの品質確保、担い手の中長期的な育成・確保、などの文言を目的と基本理念に追加。2. 発注者責務の明確化。3. 多様な

1 入札契約制度の導入・活用。の3点を挙げている。

3 ⑥国の動きについて

4 国土交通省では、以下の3点を推進し、建設生産システムにおける生産性の向上
5 に取り組むこととしている。

- 6 ・施工の標準化・省力化・効率化を図るため、情報化施工、プレキャスト化等の
7 推進を進める。
- 8 ・人材・資機材の効率的な活用を図るため、施工時期等の平準化を進める。
- 9 ・重層下請構造の改善を図るため、行き過ぎた重層化の回避を進める。

11 (2) 福島県の建設産業を取り巻く状況

12 ①福島県の建設投資について

13 福島県の建設投資は、平成4年度の1兆7千億円ほどをピークに平成22年度に
14 は、ピーク時の35.9%まで減少している。近年は震災復興需要により増加に転
15 じており、平成27年度には1兆7千億円ほどに回復している。

17 ②福島県発注工事の概況

18 福島県発注工事の地域別内訳について、浜通りでは平成19年度と比較すると、
19 平成27年度は465.9%増加しているほか、中通りでは95.6%、会津方部
20 では23.4%増加しており、震災復興需要、特に津波被害による増加が大きいも
21 のと考えられる。

23 ③福島県の建設企業について

24 福島県の建設業許可業者の推移について、長期基調としては全国と同様な減少傾
25 向であり、平成12年度のピーク時と比較し平成27年度は19.7%減少してい
26 る。方部別の企業数は、中通り方部が最も多く半数以上を占めており会津方部の企
27 業数が少ない。

29 ④福島県の産業別就業者数の動向

30 福島県の産業別就業者数における建設業の割合は、平成7年の12.1%(13万
31 人)がピークであり、平成22年は9.0%(8.4万人)と減少している。

33 ⑤福島県の建設業就業者について

34 福島県の建設業従事者の年齢構成を平成7年と平成22年で比較すると、若年層
35 (20～24歳)と働き盛りの世代(40～49歳)で減少が顕著になっている。

37 ⑥福島県の維持管理について

38 福島県の管理施設を橋梁でみると、平成23年3月時点で、県内の橋梁(全4,5
39 01橋)のうち、建設後50年以上経過した橋梁は662橋で全体の14.7%を占
40 め、20年後には約2,981橋(全体の66.2%)にまで達する。橋梁以外の施

1 設も老朽化が進行することから、維持管理の必要性は今後ますます増えていく。

2

3

⑦福島県の入札制度の変遷

4

平成18年度に入札制度の改革を行い、平成19年度には、総合評価方式を導入し、公正で透明性の高い新たな入札等制度の構築を進めてきた。

5

6

震災以降は、復旧・復興の加速化を図るため、迅速な発注・契約のための対応や、施工確保のための対応などの特例措置を実施している。

7

8

9

⑧建設企業に対する福島県の支援

10

福島県では建設企業に対し、「地域に根ざした建設業新分野進出応援事業」、「地域に生きる建設企業支援事業」、「優秀施工者福島県知事顕彰事業」、「地域人づくり事業」など、企業の経営強化や人材確保・育成への各種支援を実施し、建設業界の振興を図っている。

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

2 建設産業の課題について

福島県の建設投資は、平成28年度からの5年間は復興・創生期間で予算規模が高い水準で推移するが、将来的には、震災前の水準になると予想される。また、全国に比べて公共投資の割合が大きくなっている。これらのことから、中長期的には厳しい環境になると予想され、課題として、「不透明な将来への見通し」「建設企業の縮小化」があげられる。このため、建設産業の技術力・経営力の強化を図っていく必要がある。

また、建設業就業者数は年々減少しており、若年層が少なく高齢化が進んでいる上、女性就業者も大幅に減少している。建設業は、災害対応など地域に密着した活動をしているが、それに対しての一般の方の認知度は十分とは言えない。これらのことから、将来の建設業就業者が不足することが懸念される。課題として、「技術者・技能者不足」「若手・女性の建設業就業者数の減少」「建設業への理解不足」があげられる。このため、一般の方の認知度を高めるPRに努め、建設産業の担い手の育成・確保を図っていく必要がある。

さらに、地域における建設業については、地域雇用の受け皿である建設企業が減少しているにもかかわらず、豪雨、豪雪や地震など近年増大する災害への対応が求められる上に、施設の老朽化が進み維持管理の必要性が今後ますます増えると考えられる。このため、課題として「地域における建設業の維持」「維持管理分野への対応」があげられ、社会資本の適切な維持管理・更新への対応が必要である。これらのことから、その担い手である地域に密着する建設業の役割は重要である。

(1) 不透明な将来への見通し

東日本大震災の復旧状況については、中通り、会津地方の復旧工事は平成27年度までに完了しており、浜通りについても93.0%で着手済みであり、76.8%が完了している。

復旧・復興事業は、平成27～28年度をピークに復興・創生期間以降まで続く見込みであるが、その後の公共事業については震災前の水準に戻ると予想される。

津波被害地域での復旧・復興事業については、平成32年度で完了する見通しとなっている。このため、復興・創生期間までは予算が高い水準で推移すると見込まれるが、それ以降は見通しが不透明な状況である。

福島県の建設投資の内訳として民間及び公共の割合を全国と比較すると、福島県は公共投資の割合が大きくなっており、公共事業への依存度・必要性が高くなっている。

(2) 建設企業の縮小化

福島県の建設企業を従業員数別に見ると、10人未満の事業所が全体の8割を占めており、全国と同様の傾向となっている。

福島県の状況を平成8年と平成26年で比較すると、10人以上の事業所の割合が減少しており、建設業の縮小化が進んでいる。

1 (3) 技術者・技能者不足

2 年齢別の就業者数を全産業と比較すると、建設業は若年層が少なく高齢層が多くな
3 っており、今後は大量退職により担い手不足が予想される。

4 県内の建設業就業者数を見ると、平成7年の13万人から平成22年には8万4
5 千人と36.0%減少しており、全国と同様の傾向となっている。

7 (4) 若手・女性の建設業就業者数の減少

8 建設業就業者の高齢化が進んでおり、平成22年では50歳以上が全体の50.
9 1%を占めており、全国のデータと比較しても福島県はより高齢化が進んでいる。

10 女性就業者の推移を見ると、平成7年以降減少傾向であり平成22年では43.
11 2%減少しており、若年層・女性の入職をいかに進めるかが課題となっている。

12 全国的に見ても、建設業の年間賃金総支給額は全産業平均を約25%下回ってお
13 り、低い水準となっている。また、建設業で4週8休の取得企業は5%程度であり、
14 有休取得日数も6割以上の企業で7日以下と休みが取りづらい状況であり、入職者
15 が増えない大きな要因であると考えられる。

17 (5) 建設業への理解不足

18 平成27年度の関東・東北豪雨では、南会津地域をはじめ県内の広い範囲で河川
19 の氾濫や土砂災害等が発生し、要請を受けた建設業界では、延べ2,288人の人
20 員と述べ1,022台の重機を出動させ、通行止めとなった道路の早期復旧にあた
21 った。この結果、県北方部の国道115号や会津方部の国道401号、国道352
22 号等において、早期に通行が可能な状況に応急復旧しているが、こういった取り組
23 みについて報道等で大きく取扱われることは少なく、一般の方の理解が進まないの
24 が現状となっている。

25 このため、就職希望者等へ対して現場見学会や就職説明会の場を通して、処遇改
26 善されている部分を効果的にアピールするなど、建設業の魅力について今まで以上
27 の積極的な広報が必要であると考えられる。

29 (6) 地域における建設業の維持

30 産業別の就業者数の推移を見ると、全体的に減少傾向ではあるが、建設業につい
31 ては全産業に占める割合で見ても平成7年の12.1%をピークに平成22年には
32 9.0%まで減少しており、建設業の就業者数の減少が他の業種に比べ深刻である
33 ことがわかる。

35 (7) 維持管理分野への対応

36 建設投資の推移を見ると、土木・建築ともに新設工事は減少基調であるが、維持
37 修繕工事は同程度の予算が維持されており、建設投資に占める割合は全体の30%
38 程度に増加している。

39 また、中山間地域の維持管理の取り組みとして、中山間地域道路等維持補修業務
40 委託のモデル事業（奥会津モデル）により、包括的な維持管理業務の検討に取り組

1 んでいる。これにより、年間を通じて安定した業務受託が見込まれ、また、維持管
2 理もスムーズに行える。今後もこのような形を広めていく必要があると考えられる。

3 また、他の都道府県での新たな維持管理の方式として、地域維持型 J V（共同企
4 業体）等の取り組みがあげられる。これを福島県で採用するには、現在の県の制度
5 の変更が必要になる。

6 さらに、維持管理業務の効率化の一例として、I C T（情報通信技術）の活用
7 について取り組む必要があると考えられる。

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

3 活力ある建設産業にするために

建設産業が、抱えている課題を解決して、環境の変化に対応した活力ある産業となるためには、技術力・経営力を強化し、担い手の育成・確保に取り組むとともに、社会資本の適切な維持管理・更新に対応していくことが必要であり、行政はこれらが円滑に進むよう有効な施策を展開すべきである。

(1) 建設産業の技術力・経営力の強化

○技術力の強化

①発注者の技術力向上

- ・ 監督員は受注者の指導監督を行う必要があることから、デスクワークばかりでなく積極的に現場を訪れることが望まれる。そのため、提出書類の簡素化や統一化などの事務量軽減を図り、時間を作り出す必要がある。
- ・ また、現場で受注者を適正に指導監督するために、監督員は技術力を磨く必要がある。

②受注者の技術力向上

- ・ 受注者は、作業の機械化や自動化、また書類や電子カルテなどの事務処理の向上を図ることで工期短縮や費用縮小が見込まれることから、積極的に新技術の習得や資格取得をする必要がある。
- ・ 若手の技術者や技能者の育成研修には、受注者側だけでなく発注者や教育機関などの産学官連携により、効果的なスキルアップ、キャリアアップのプログラム作りを行う必要がある。

③技術の伝承・継承

- ・ 建設産業は高齢化が進んでいることから、若手に技術の伝承・継承を行う仕組みが必要であるが、これを個々の企業で行うことは困難であるから、建設産業全体として取り組む必要がある。また、受注者の技術力向上と同様、産学官連携の体制により行う必要がある。

○経営力の強化

④事業量の確保

- ・ 現在は東日本大震災による復旧・復興需要が大きいですが、今後それらは減少することが見込まれる。建設産業は公共事業への依存度が高いことから、建設産業が維持していくために必要な事業について検討し、計画的・安定的に実施する必要がある。
- ・ 地域に根ざした建設産業を存続し、地域資源を利活用、地域創生にも資する維持管理などこれからの公共事業の取り組みについて示す必要がある。

⑤情報のわかりやすい公開

- 1 ・公共投資の必要性について広く県民に理解を求めるため、SNS（ソーシャル・
2 ネットワーキング・サービス）や紙媒体である福島県の広報誌などを活用する
3 必要がある。

4 5 **⑥運転資金の確保**

- 6 ・運転資金を確保し安定した経営を図るため、中間前払制度や融資制度の活用を
7 促進する必要がある。

8 9 **⑦経営改善**

- 10 ・事業量の確保のほか、経営改善により企業の利益を高めることが現実的である。
11 企業間の連携や合併など、地域の実情を踏まえた企業形態で経営する必要がある。
12
13 ・過剰な重層下請化は、元請企業の管理が行き届かなくなることや、間接経費の
14 増加、下請企業の労務費に対するしわ寄せなどが発生することから、**入札制度**
15 **を含めこれらを改善**する必要がある。

16 17 **⑧生産性の向上**

- 18 ・年度内の工事の偏りを解消し年間を通じた工事量を安定させることで、人材・
19 資機材の効率的な活用が図られる。このため施工の平準化を進める発注方式や
20 発注計画の公表が必要である。
21 ・国による i-Construction（アイ・コンストラクション）の推進にもあるように、
22 ICTを活用した施工体制や事務処理体制を構築し、効率的に業務を進める必
23 要がある。
24 ・プレキャスト部材などの二次製品を活用することで人的施工負荷を軽減し、一
25 人当たりの生産性を向上させることが必要である。
26 ・元請企業と下請企業の間で、さらに発注者側にも通じて、書類書式のパターン
27 化や電子データ化を図り、一貫して情報を共有しやすくすることで、業務の効
28 率化を図る必要がある。

29 30 **（２）建設産業の担い手の育成・確保**

31 **①建設産業への関心の向上**

- 32 ・**初等教育段階の幼稚園や小学生を対象に、建設重機に触れる機会などをはじめ、**
33 **地震の揺れを再現する振動台や津波を起こす装置などを用いて、子供たちに体**
34 **験的に土木や建築の技術の大切さを知ってもらい、早い段階から建設産業への**
35 **関心を持ってもらう取り組みが必要である。**

36 37 **②建設業への入職意欲の向上**

- 38 ・将来の進路を決める時期である中学生や高校生などを対象に、インターンシッ
39 プ、**現場見学会や職場体験学習を開催し、**建設業の魅力や楽しさを伝える必要
40 がある。

- 1 ・将来の建設産業を担う人材の育成という観点から、業界だけでなく、行政や教育
2 育機関などの産学官連携による教育プログラムを利活用する必要がある。
3

4 ③建設業の魅力発信

- 5 ・建設業の魅力を伝えるため、新しい技術、製品、様々な情報について重層的、
6 階層的、多面的に取りまとめ、多くの人に向け発信することが重要である。全
7 体を見渡せる県が中心となって積極的にわかりやすく発信する必要がある。
8

9 ④処遇改善

- 10 ・現在の建設産業は若手・女性就業者が少ないことから、快適トイレ（男女とも
11 に快適に使用できる仮設トイレ）や綺麗な休憩所など、若手・女性が活躍でき
12 る環境の整備が重要である。しかし、急速に環境の整備を進めても、実際の若
13 手や女性就業者が少ないままでは施設の無駄や経理への圧迫が生じてしまうこ
14 とから、継続的かつ段階的に取り組む必要がある。
15 ・建設産業は社会に貢献する「やり甲斐」のある仕事ではあるが、同時に現在の
16 若手が求めているものは、賃金や休暇などといった処遇の良さである。退職金、
17 社会保険加入などの福利厚生や、育児休暇の取得のしやすさなど、生活の質や
18 ワークライフバランスへの配慮が必要である。
19

20 (3) 社会資本の適切な維持管理・更新への対応

21 ○地域における建設業の維持

22 ①技術開発への投資

- 23 ・会社に余力が無ければ将来への投資ができないため、インセンティブが付与さ
24 れるような入札制度への見直しや、実情に即した適正な単価・諸経費への引き
25 上げなどによる、投資が可能となる健全経営と収益の確保が必要である。
26

27 ②新規参入方法の工夫

- 28 ・JVや下請けなど、発注者の評価対象にならない多様な工事实績、技術・経験
29 を蓄積している技術者・企業も多いことから、技術者・企業の持っている技術・
30 経験が類似工事などの実績として適正に評価されることにより、新規参入に繋
31 がっていく仕組みが必要である。
32

33 ③合併や企業間連携の推進

- 34 ・自助努力による本業の継続が困難な建設企業が合併や協働組合の設立をする際
35 に、その経費の一部に対して補助金を交付するなど、合併や協働組合の設立を
36 推進する必要がある。
37 ・福島県と災害時応援協定を締結している業界団体に対して、優先的に災害復旧
38 工事を受注できるようにするなど、地域貢献に資する企業間連携を推進する必
39 要がある。
40

1 **④CM(コンストラクション・マネジメント)やPPP(パブリック・プライベート・パートナーシッ**
2 **プ)に係るノウハウの強化**

- 3 ・発注者の行政事務の外注（アウトソーシング）化に対応するため、建設企業の
4 マネジメント能力の向上が必要であり、研修などを通して必要な能力を習得し
5 ていく必要がある。

7 **⑤地域の実情に応じた発注方法の工夫**

- 8 ・地域の安全・安心に繋がる除雪や災害対応等を請け負っている建設業を危機管
9 理産業として捉えて、危機管理を担う地域企業が受注できる地域維持型入札方
10 式を創設する必要がある。
11 ・建設企業の維持管理の技術力と企業力の向上を図るため、調査・設計から工事
12 までを一体で発注するパッケージ型契約方式を導入して、地域の特性を考慮し
13 た最適な維持管理の仕組みを構築する必要がある。

15 **⑥官民連携プラットフォームの設置**

- 16 ・福島県は県土が広く、地域が抱える課題も様々であることから、地域要件にき
17 め細やかに配慮した維持管理を進めるため、産学官が連携して、日常的に課題
18 解決に向けた意見交換ができる連絡協議会等の議論の場、体制作りをする必要
19 がある。

21 **○維持管理業務への対応**

22 **⑦施設更新に係る技術・ノウハウの強化**

- 23 ・効率的な施設の更新を進めるため、ICTを活用する必要がある。

25 **⑧維持管理に係る技術・ノウハウの蓄積**

- 26 ・日々、新しい技術は更新されていくので、産学官による維持管理プラットフ
27 ォームを設置し、維持管理に関わる様々な情報の共有とデータベース化を実施す
28 る必要がある。

30 **⑨受注体制の強化**

- 31 ・限られた予算を有効活用し住民サービスの最大化を図るため、調査設計から施
32 工までの建設生産システムの効率化と最適化に向け、設計・施工の役割分担を
33 見直す必要がある。

35 **⑩維持管理の長期計画の公表**

- 36 ・社会資本の適切な維持管理・更新は社会経済活動に不可欠であり、様々な管理
37 施設の長寿命化計画を策定して長期的に所定の事業量を確保していく必要があ
38 る。また県内建設企業が経営基盤を強化していくため、発注者はこれらの長期
39 計画を適正に公表していく必要がある。

1 **⑪適正な歩掛・単価の設定**

- 2 ・公共工事は発注者が積算し設定した予定価格が最適価格であり、そこから数パ
3 ーセント割り引かれた最低制限価格は適正な価格で無くなっている。競争原理
4 を働かせ、かつ適正な品質を確保するためには、最低制限価格を引き上げる必
5 要がある。
6 ・受注者に適正な利益が出るような工事価格を設定するため、地域の実態に合っ
7 た単価・諸経費を設定する必要がある。

8
9 **⑫新技術や新工法・ICTの活用**

- 10 ・維持管理業務の効率化を図るため、新技術や新工法・ICTの活用を評価する
11 入札制度を導入して、それらの活用を推進する必要がある。

12
13 **(4) 行政の取り組むべき施策**

14 **①建設産業の技術力・経営力を強化するための施策**

15 **○技術力を強化するための施策**

16 (1)発注者の技術力向上のための施策

- 17 ・監督員が受注者の指導監督を適切に行えるよう、現場訪問のための時間確保や、
18 指導監督を行うための技術力研鑽を実施するべきである。また、県職員が建設
19 企業で一定期間の現場実習を行う、訓練施設で教育訓練に参加する、**受発注者**
20 **の協働による技術研修を行う**など、行政と民間が公共事業に共通の認識を持つ
21 ための合同の研修を実施すべきである。
22 ・現場管理の現実把握と施工管理能力の開発を目的とするため、県職員によるモ
23 デル現場の施工や、**モデルとなる施工事例から学ぶなどの取り組みを実施する**
24 べきである。

25
26 (2)受注者の技術力向上のための施策

- 27 ・受注者が新技術の習得や資格の取得を積極的に行うようにするため、行政はそ
28 の支援として、技術習得・資格取得の機会や情報の提供、また、技術習得・資
29 格取得に対する評価を充実すべきである。

30
31 (3)技術の伝承・継承のための施策

- 32 ・建設産業は高齢化が進んでいることから、若手への技術の伝承・継承を進める
33 ため、ベテランと新人を組ませる親子制度といった取り組みへの支援や評価、
34 伝承・継承に関する様々な事例を集めたデータベースの作成などを実施すべき
35 である。若手への伝承・継承を受注者側が個々に行うには限界があることから、
36 発注者や教育機関などを含めた産学官連携や、受発注者間での若手技術者の連
37 携などについても充実させるべきである。

38
39 **○経営力を強化するための施策**

40 (4)事業量を確保するための施策

- 1 ・これからの少子高齢化社会に求められる社会資本の整備や、歴史的価値のある
2 施設の維持修繕、膨大な社会資本ストックの老朽化への危機意識や更新見通し
3 の情報共有など、今後の公共事業について必要性を説明し、そのための財源を
4 確保すべきである。
- 5 ・建設産業は社会インフラを守る危機管理産業であることから、県内の各地域
6 を守るために必要とする建設企業数や社員数など、維持すべき建設労働力を
7 把握し、今後予想される事業量との比較を実施すべきである。

8
9 (5) 情報をわかりやすく公開するための施策

- 10 ・行政が発表する重要な情報に関しては、文書やホームページだけでなく積極的
11 に各地で説明会などを開催し、わかりやすい情報提供を実施すべきである。
- 12 ・建設業に従来からあるネガティブな印象を変えるため、一つの方策例として「環
13 境維持業」、「環境保護業」などといった、業界のイメージアップが期待出来
14 るようなネーミング(通称、俗称)を考案すべきである。
- 15 ・東日本大震災時にその活躍が大きく周知された警察、消防、自衛隊の広報活動
16 などを手本とし、建設産業が広く一般社会のために担う様々な業種ごとの情報
17 について、福島県が集約して発信すべきである。

18
19 (6) 運転資金を確保するための施策

- 20 ・建設企業が運転資金を確保し安定した経営を図るためには、中間前払制度や融
21 資制度などの活用促進が必要であるが、行政側の県内市町村においては、各制
22 度への理解や周知が行き届いていないことがあるため、県は福島県ブロック発
23 注者協議会などで県内市町村への情報提供を実施すべきである。
- 24 ・前払制度特例措置(4割→5割)の恒久化や、セーフティネット(法定外労災
25 補償)への加入勧奨、工事代金支払の迅速化など、運転資金確保のための各施
26 策を実施すべきである。

27
28 (7) 経営を改善するための施策

- 29 ・建設企業が企業合併や企業再編等に取り組む場合において、行政はそれに要す
30 る経費の一部に対して補助金を交付するなど、支援を実施すべきである。
- 31 ・県内の建設産業のなかでも多くの割合を占める **中小や零細の意欲ある建設企業**
32 **が安定的な経営が維持できるよう**、救済施策や対策措置を実施すべきである。
- 33 ・受注者の適正な利潤確保などを目的とした改正担い手3法の遵守を徹底し、行
34 き過ぎた重層化を回避する下請次数の制限、また、**地元の実情を熟知した中小**
35 **建設企業等**が安定して受注出来るよう入札制度の見直しを実施すべきである。

36
37 (8) 生産性を向上するための施策

- 38 ・年間を通じて施工の平準化が可能となるような発注方式や発注計画の公表、I
39 CTを活用した効率的な施工体制や事務処理体制の構築、プレキャスト部材な
40 どの二次製品を活用した人的施工負荷の軽減、生産システムにおける受発注者

1 間の情報共有化や役割分担の見直し、適正な歩掛・単価・工期の設定、書類の
2 簡素化など、新しい技術の活用や既存制度の見直しを実施すべきである。

9 ②建設産業の担い手の育成・確保のための施策

10 (1)建設産業への関心を向上させるための施策

- 11 ・発注工事での現場見学会・体験型学習会の実施、建設産業の社会的役割の啓蒙・
12 普及をすべきである。
- 13 ・同一作業所で同一生徒対象の定期的（3回程度）な見学会を行い完成へのプロ
14 セスを経験させることにより、もの作りのやりがいや景色の変わる建設現場の
15 スケールの大きさを体感させるべきである。

17 (2)建設業への入職意欲を向上させるための施策

- 18 ・専門高校の教育に建設業の役割・現場を教えるカリキュラム（先輩等による出
19 前講座、特別教育等）を導入すべきである。
- 20 ・他産業に負けない魅力ある待遇改善（労務単価アップ、週休二日制等）を支援
21 すべきである。

23 (3)建設業の魅力を発信するための施策

- 24 ・建設業の役割や職業内容等を映像でわかりやすく発信するなど、官民連携によ
25 る様々な媒体での情報発信・支援をすべきである。
- 26 ・SNS、紙媒体による広報、ラジオ番組やネット配信により、情報を発信すべ
27 きである。

29 (4)処遇改善のための施策

- 30 ・週休二日が可能な工期設定をすべきである。
- 31 ・設計労務単価の更なる引き上げ、福利厚生等の充実をすべきである。
- 32 ・専任技術者である女性が出産（準備含む）や育児により休業する場合の後任技
33 術者の選任について、猶予措置などを検討すべきである。

35 ③社会資本の適切な維持管理・更新へ対応するための施策

36 ○地域における建設業の維持

37 (1)技術開発への投資を促すための施策

38 ・

40 (2)新規参入を促すための施策

- 1 •
- 2
- 3 (3)合併や企業間連携を促進するための施策
- 4 •
- 5
- 6 (4)CMやPPPに係るノウハウを強化するための施策
- 7 •
- 8
- 9 (5)地域の実情に応じた発注のための施策
- 10 •
- 11
- 12 (6)官民連携プラットフォームを設置するための施策
- 13 •
- 14
- 15 **○維持管理業務への対応**
- 16 (7)施設更新に係る技術・ノウハウの強化のための施策
- 17 •
- 18
- 19 (8)維持管理に係る技術・ノウハウの蓄積のための施策
- 20 •
- 21
- 22 (9)受注体制の強化のための施策
- 23 •
- 24
- 25 (10)維持管理の長期計画を公表する施策
- 26 •
- 27
- 28 (11)適正な歩掛・単価を設定するための施策
- 29 •
- 30
- 31 (12)新技術や新工法・ICTを活用するための施策
- 32 •
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37
- 38
- 39
- 40

＜ 資料 ＞

1

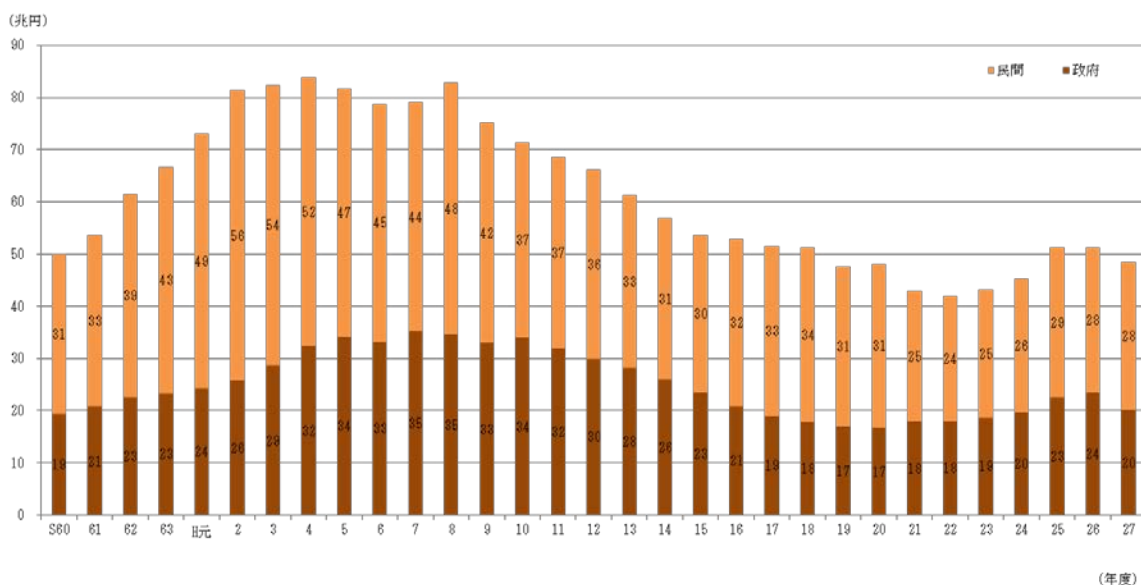
2 1 建設産業の現状について

3 (1) 国全体の建設産業を取り巻く状況

4 ①建設投資について

建設投資は平成4年度のピーク以降、**平成21～22年度頃に底打ちした傾向にある。**
平成4年度の84.0兆円と比較すると、平成27年度は48.5兆円となり**42.3%減少**している。

図表 政府・民間による建設投資の推移



出典) 国土交通省 平成27年10月 平成27年度の建設投資の見通し

5

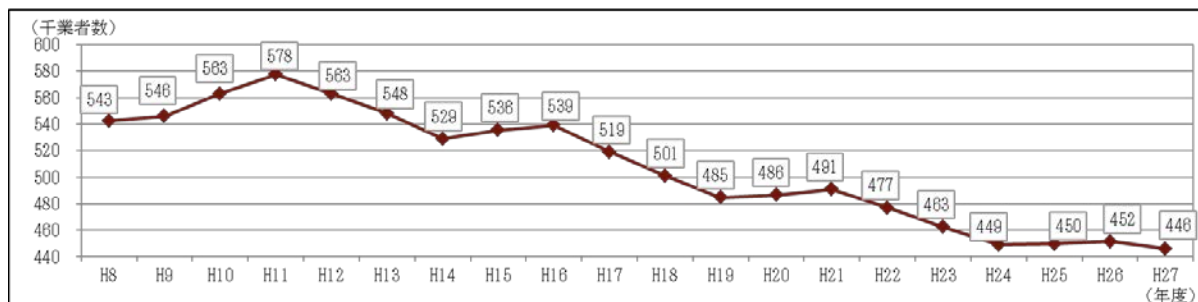
6

7

②建設企業について

建設業許可業者数は、ピーク時である平成11年度末で58万社、平成27年度末時点で45万社となり**22.8%減少**している。

図表 一般建設業許可業者数の推移



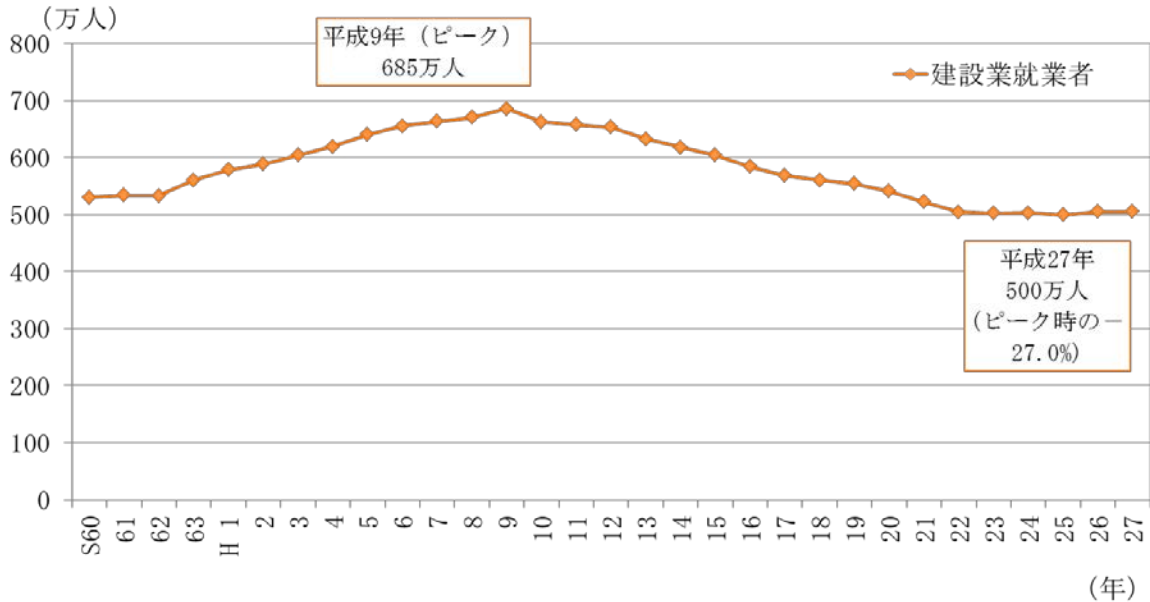
出典) 国土交通省 建設業許可業者数調査の結果について (平成28年5月)

8

1 ③建設業就業者について

建設業就業者数は、ピーク時の平成9年で685万人であり、平成27年は500万人となり27.0%減少している。

図表 建設業就業者数の推移



2 出典) 総務省 労働力調査

3
4 ④国土施策におけるビジョン

「国土のグランドデザイン2050」において、“美しく、災害に強い国土”や“民間活力や技術革新を取り込む社会”等の方針が示された。

図表 「国土のグランドデザイン2050」の抜粋

基本的考え方	基本戦略
(1) コンパクト+ネットワーク	(1) 国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築
(2) 多様性と連携による国土・地域づくり	(2) 攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり
(3) 人と国土の新たなかかわり	(3) スーパー・メガリージョンと新たなリンクの形成
(5) 災害への粘り強くしなやかな対応	(4) 日本海・太平洋2面活用型国土と圏域間対流の促進
(6) 国土づくりの理念	(5) 国の光を魅せる観光立国の実現
	(6) 田舎暮らしの促進による地方への人の流れの創出
	(7) 子供から高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築
	(8) 美しく、災害に強い国土
	(9) インフラを賢く使う
	(10) 民間活力や技術革新を取り込む社会
	(11) 国土・地域の担い手づくり
	(12) 戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー・制約・環境問題への対応

出典) 国土交通省 「国土のグランドデザイン2050～対流促進型国土の形成～」

5
6
7

1 ⑤建設産業に関する制度改正について(品確法)

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

<背景>	○ダンピング受注、行き過ぎた価格競争○現場の担い手不足、若年入職者減少	▶H26.4.4 参議院本会議可決(全会一致)
	○発注者のマンパワー不足○地域の維持管理体制への懸念○受発注者の負担増大	▶H26.5.29 衆議院本会議可決(全会一致)
	<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保	▶H26.6.4 公布・施行

☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加	
○目的に、以下を追加	
・現在及び将来の公共工事の品質確保	・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
○基本理念として、以下を追加	
・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保	・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮	・ダンピング受注の防止
・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善	
・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保	等

☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化		各発注者が基本理念にのっとり発注を実施
○担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した 予定価格の適正な設定		効果 ・最新単価や実態を反映した予定価格 ・歩切りの根絶 ・ダンピング受注の防止 等
○不調、不落の場合等における見積り徴収		
○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定		
○計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更	○発注者間の連携の推進	等

☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用	
○技術提案交渉方式	→民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
○段階的選抜方式(新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う)	→受発注者の事務負担軽減
○地域社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約、一括発注、共同受注)	→地元にも明るい中小業者等による安定受注
○若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価	

法改正の理念を現場で実現するために、	○国と地方公共団体が相互に 緊密な連携 を図りながら協力
	○国等が講じる基本的な施策を明示 (基本方針を改正)
	○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の 運用指針を策定

出典)国土交通省

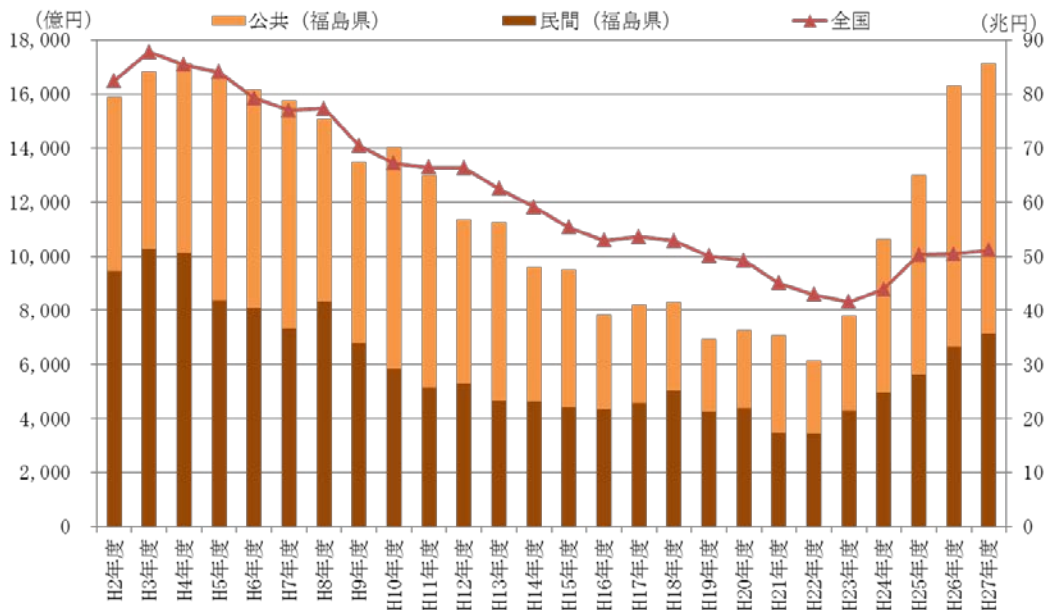
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

1 (2) 福島県の建設産業を取り巻く状況

2 ①福島県の建設投資について

福島県の建設投資は、平成4年度の1兆7,116億円をピークに平成22年度には、ピーク時の35.9%まで減少した。近年は震災復興需要等により増加に転じており、平成27年度には1兆7,127億円まで回復している。

図表 建設投資額の推移



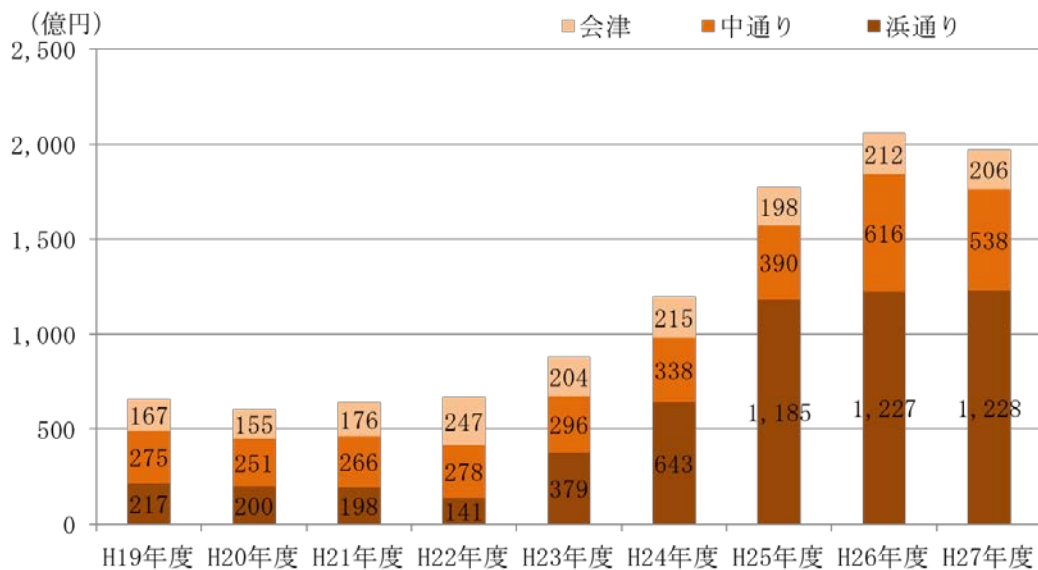
出典) 国土交通省「建設総合統計年報」

3

4 ②福島県発注工事の概況

福島県発注工事の地域別内訳について、浜通りでは平成19年度と比較すると、平成27年度は465.9%増加しており、震災復興需要(津波被害)によるものと考えられる。

図表 福島県発注工事の地域別契約金額の推移



出典) 福島県

5

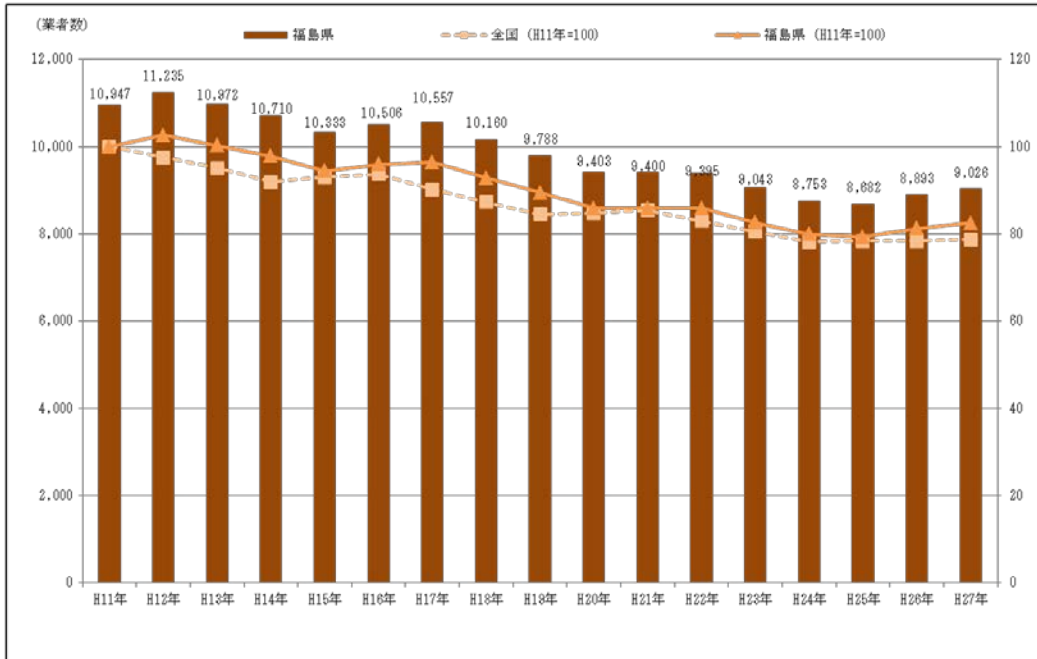
1

2

③福島県の建設企業について

福島県の建設業許可業者数の推移について、長期基調としては全国と同様な減少傾向であり、平成12年度のピーク時と比較し平成27年度は19.7%**減少**している。

図表 建設業許可業者数の推移

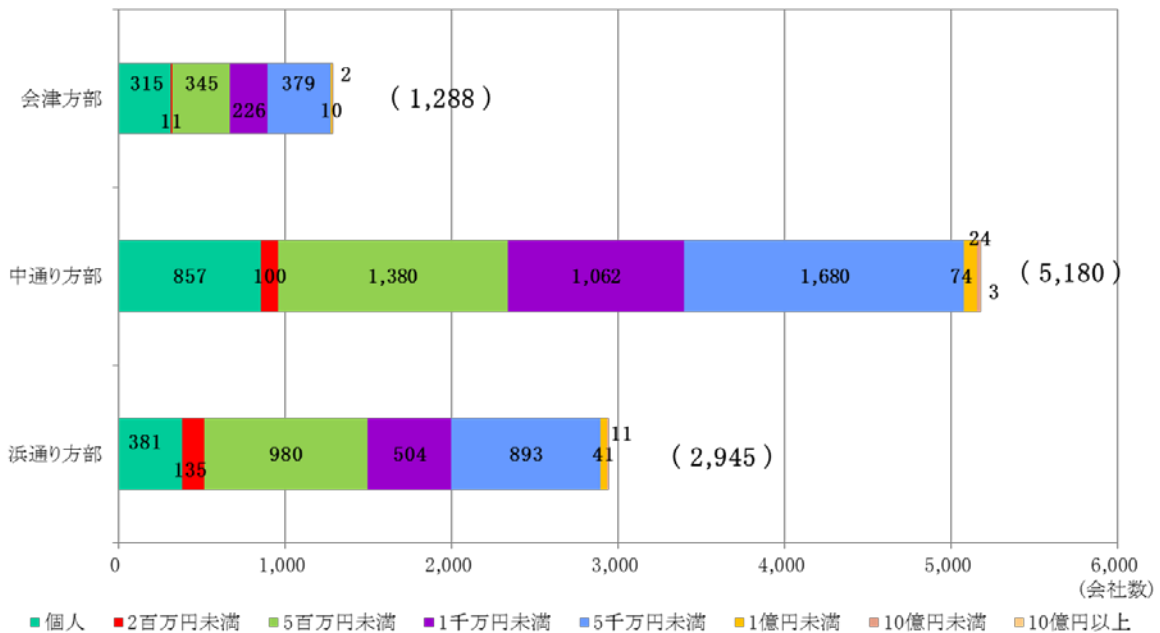


3

出典) 国土交通省「建設業許可業者数の現況」

方部別の企業数は、会津1,288社、中通り5,180社、浜通り2,945社であり、**中通りが最も多い**。

図表 方部別の資本金規模別企業数



4

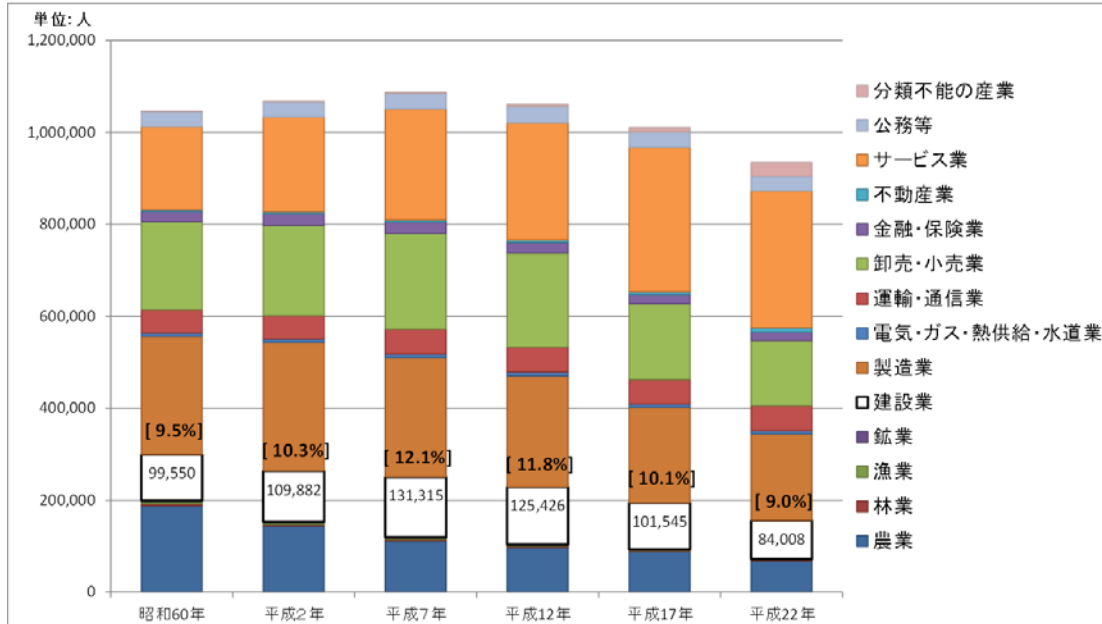
出典) 福島県

1
2

④福島県の産業別就業者数の動向

福島県の産業別就業者数における建設業の割合は、平成7年の12.1%(13万人)がピークであり、平成22年は9.0%(8.4万人)と減少している。

図表 福島県の産業別就業者数の推移



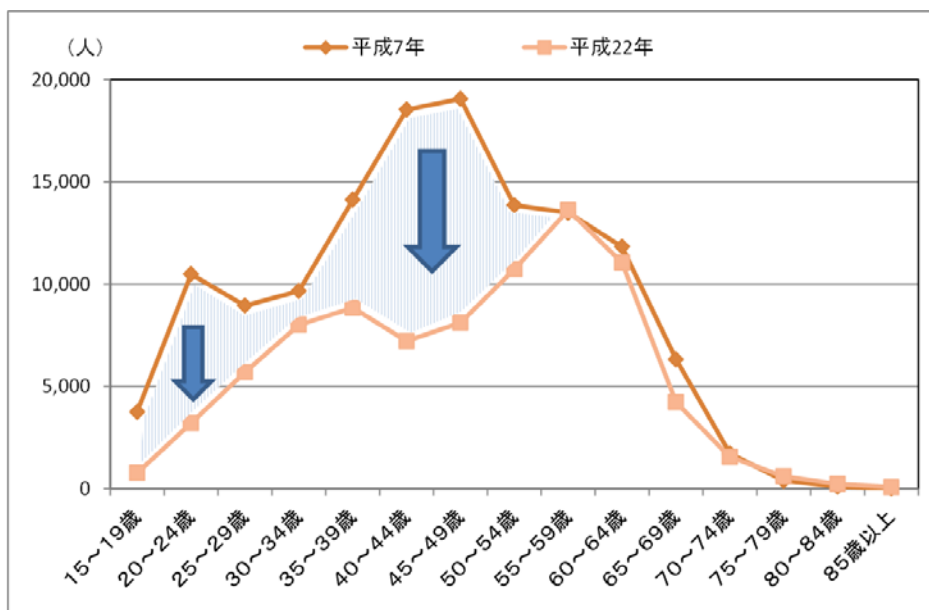
3
4
5

出典) 国勢調査

⑤福島県の建設業就業者について

福島県の建設業従事者の年齢構成の推移を見ると、若年層(20~24歳)や、働き盛りの世代(40~49歳)の減少が顕著である。(新たな入職者が少ない)

図表 福島県の建設業就業者の年齢構成の推移



6

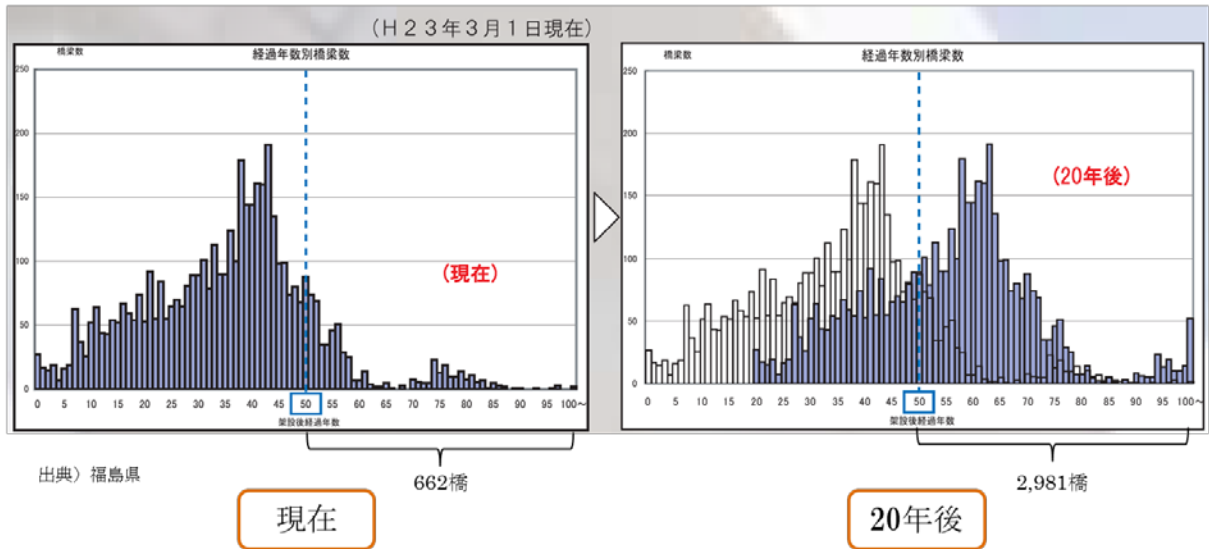
出典) 総務省「国勢調査」

1
2

⑥福島県の維持管理について

県管理施設を橋梁で見ると、平成23年3月時点で、県内の橋梁(全4,501橋)のうち、建設後50年以上経過した橋梁は**662橋で全体の15%**を占め、20年後には**約2,981橋(全体の66%)**にまで達する。

図表 経過年数別橋梁数



3
4
5

⑦福島県の入札制度の変遷

図表 入札制度の近年の変更概要

内 容
<p>1. これまでの経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 入札制度改革の基本方針(H18.12.18) (2) 入札監視委員会の充実・強化(H19.4.1) (3) 総合評価方式の導入(H19.10) (4) 低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定(H19.10) (5) 総合評価方式の評価基準の見直し <p>2. 東日本大震災の主な対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 迅速な発注・契約のための対応 (2) 工事の品質確保のための対応 (3) 円滑な工事等の実施のための対応

出典) 福島県

6
7
8
9
10

1
2

⑧建設企業に対する福島県の支援

図表 福島県の建設業に関連する支援制度

制度名	目的	実績 (H28.8現在)
地域に根ざした建設業新分野進出応援事業	雇用の創出と確保、経営基盤の強化、地域経済の活性化を目指す建設業者の自主的な取組を応援する。	H20年度より ・認定：122社143事業 ・知事表彰：27社 <表彰取組事例：農業・飲食業・電力(太陽光発電)業など>
地域に生きる建設企業支援事業	建設企業の経営者等を対象に経営力向上につなげるための講座を開催する。	H21年度より計18回開催 <成果例：H27開催アンケート結果満足度(参考になった+ある程度参考になった)計67%>
優秀施工者福島県知事顕彰事業	ものづくりに携わる建設技能者の能力・資質、社会的評価・地位の向上を図るため、特に優秀な技術・技能を持ち後進の指導、育成などに多大な貢献を行う建設技能者を対象に表彰を行う。	H5年度より計90名を表彰
地域人づくり事業	建設業の人材確保・育成を目的として各種事業を実施する。	H26～H27年度実施。 合同就職説明会：176名参加 アドバイザー事業：31社 教育訓練支援：178名

出典) 福島県

3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

2 建設産業の課題について

(1) 不透明な将来への見通し

会津は平成25年度末時点で復旧工事は**完了**、
 中通りは平成27年度末時点で**完了**、
 一方で浜通りは平成27年度末時点で**着工率93.0%**、**完了率76.8%**である。

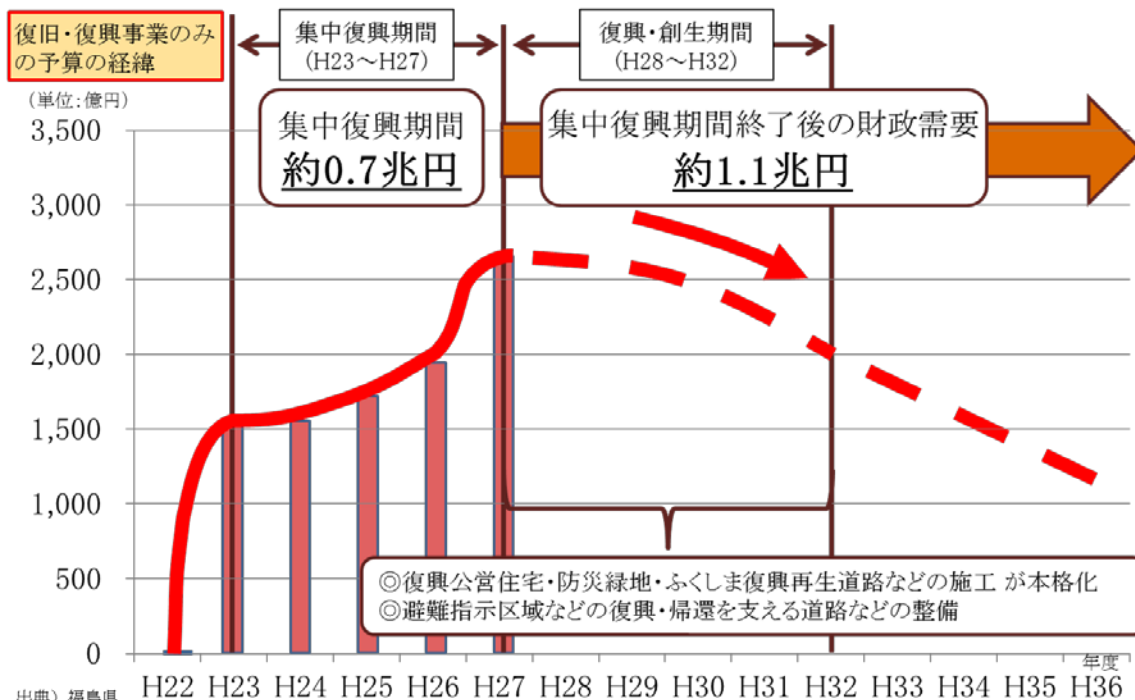
図表 東日本大震災の復旧状況

	H25年度末時点			H26年度末時点			H27年度末時点				
	査定決定 件数	完了件数	完了率	査定決定 件数	完了件数	完了率	査定決定 件数	着工件数	完了件数	着工率	完了率
浜通り	1,516	771	50.9%	1,547	947	61.2	1,566	1,456	1,203	93.0%	76.8%
中通り	541	528	97.6%	534	533	99.8	534	534	534	100.0%	100.0%
会津	26	26	100.0%	26	26	100.0%	26	26	26	100.0%	100.0%
全地域	2,083	1,325	63.6%	2,107	1,506	71.5%	2,126	2,016	1,763	94.8%	82.9%

出典) 福島県

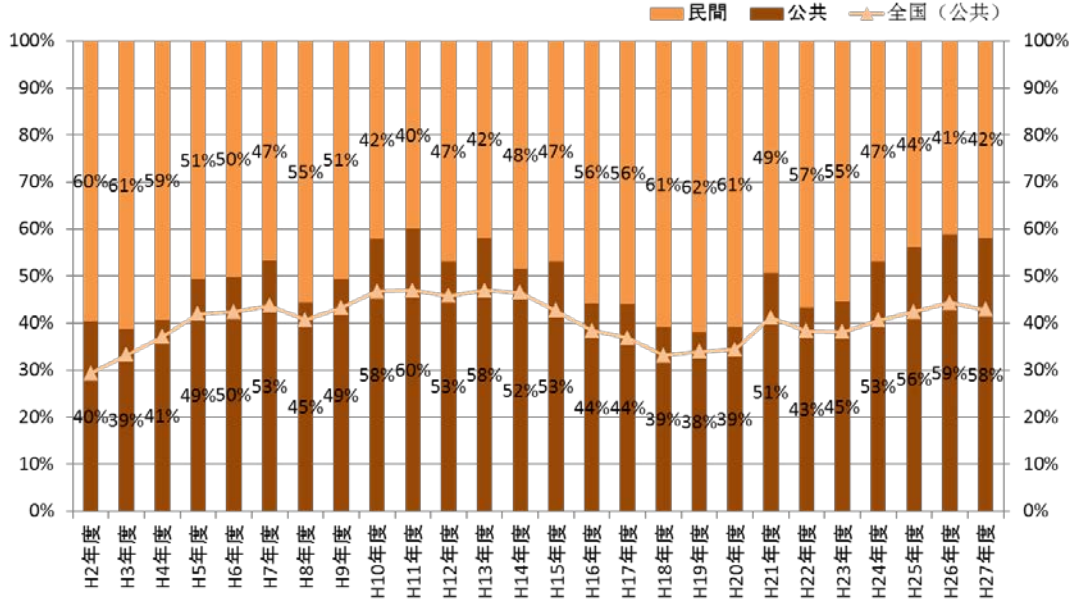
復旧・復興事業は平成27～28年度をピークに、**復興・創生期間以降まで続く見込み**である。

図表 復旧・復興事業（福島県土木部所管）の現状と今後の見通し



建設投資の内訳として民間及び公共の割合を全国と比較すると、
 福島県は公共投資の割合が大きい。(公共事業の依存度・必要性が高い)

図表 福島県の建設投資額の公共及び民間の割合推移



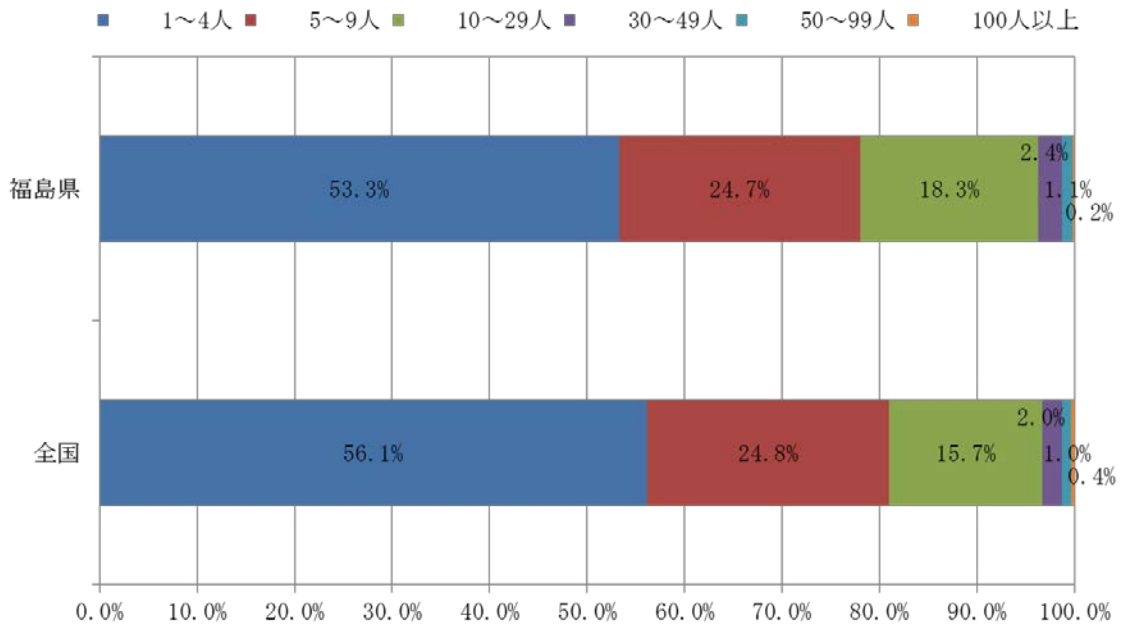
出典) 国土交通省「建設総合統計年報」

- 1
- 2
- 3

(2) 建設企業の縮小化

従業員数階級別事業所数の割合をみると福島県は、
10人未満の事業所が全体の8割を占める。

図表 建設業の従業員数階級別事業所数の割合 (平成26年)

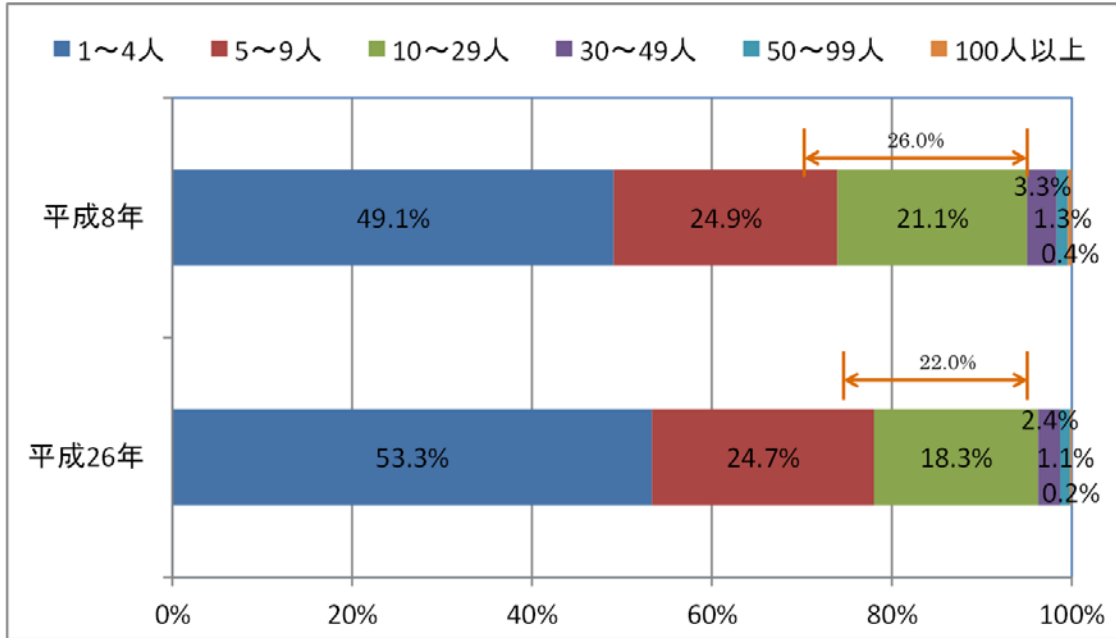


出典) 総務省統計局「経済センサス基礎調査」(平成26年)

- 4

平成8年と平成26年の事業所数を比較すると、
10人以上の事業所の割合が少なくなっている。（建設業の縮小化）

図表 福島県の建設業の従業員数階層別事業所数（平成8年と平成26年）の割合



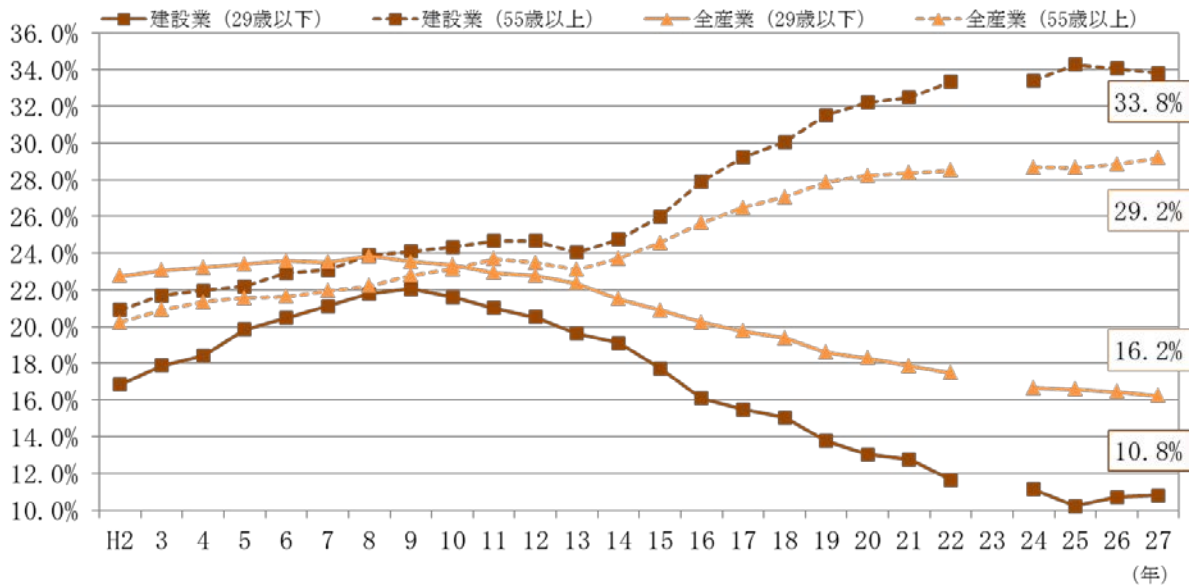
出典) 総務省統計局「経済センサス-基礎調査」(平成26年)

1
2
3

(3) 技術者・技能者不足

29歳以下の就業者割合は全産業で16.2%に対して、建設業は10.8%と若年層が少なく
 55歳以上の就業者割合は全産業で29.2%に対して、建設業は33.8%と高齢層が多い。

図表 全産業及び建設業就業者の29歳以下・55歳以上の割合の推移

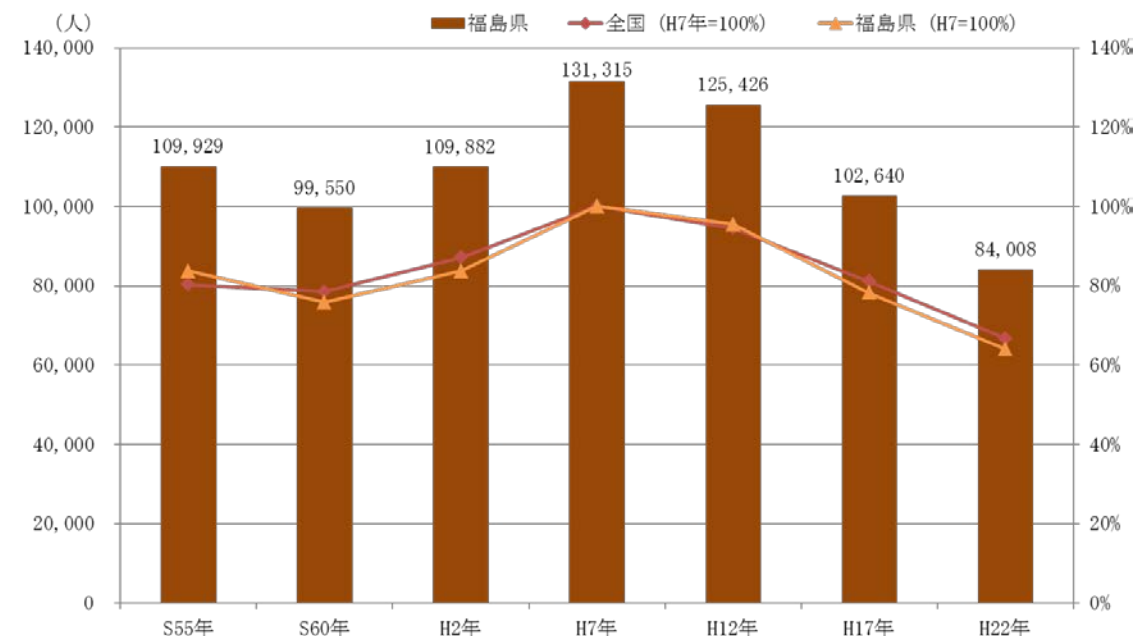


出典) 総務省 労働力調査年報 (平成23年度は、東日本大震災により集計値なし)

4

福島県の建設就業者数は平成7年以降減少基調である。
平成22年度は平成7年度と比較すると36.0%減少している。

図表 全国及び福島県の建設業就業者数の推移



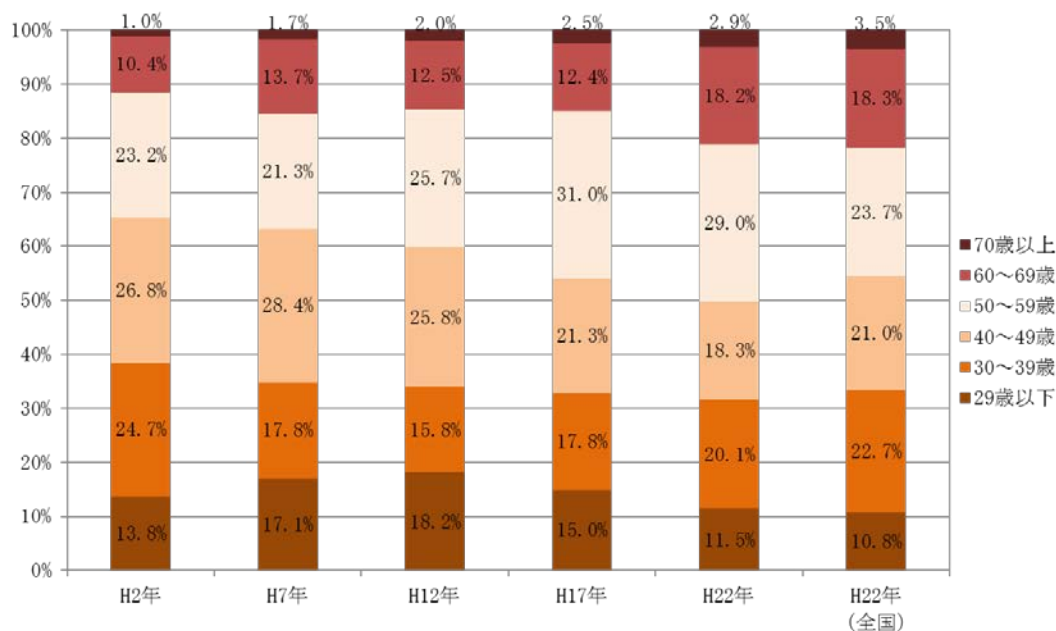
出典) 総務省 「国勢調査」

1
2
3

(4) 若手・女性の建設業就業者数の減少

建設業就業者の高齢化が進んでおり、
50歳以上が平成22年で全体の50.1%を占めている。

図表 建設業就業者の年齢別割合の推移

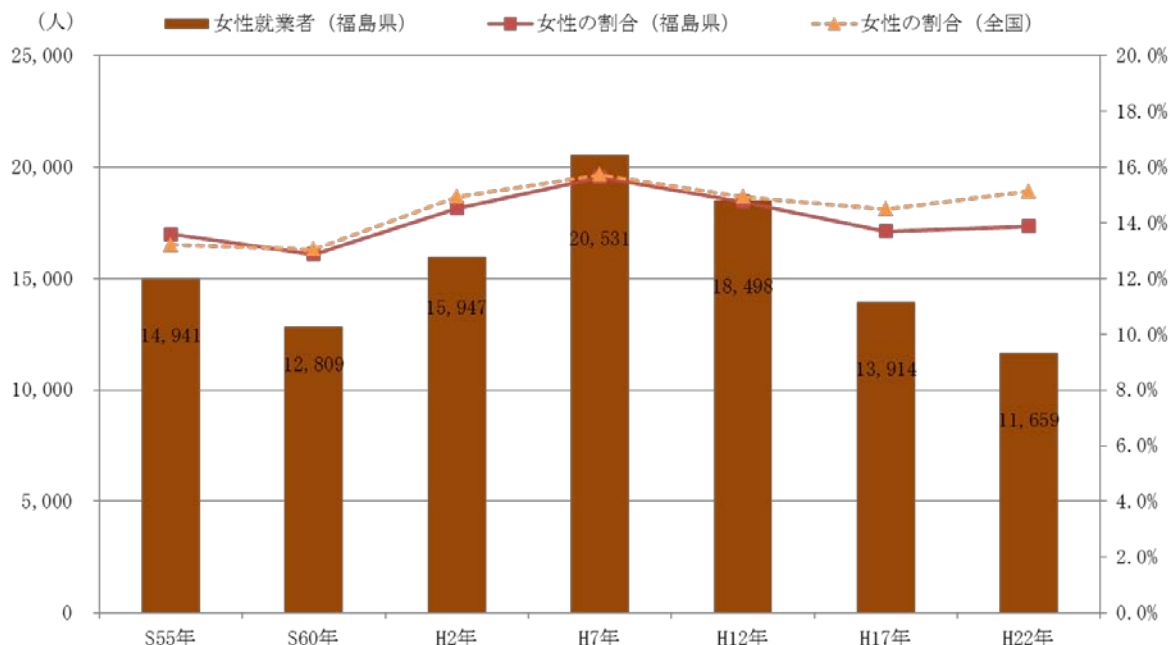


出典) 総務省 「国勢調査」

4

女性就業者の推移を見ると、平成7年をピークに減少基調であり、平成22年は平成7年と比較すると43.2%**減少**している。

図表 建設業の女性就業者の推移

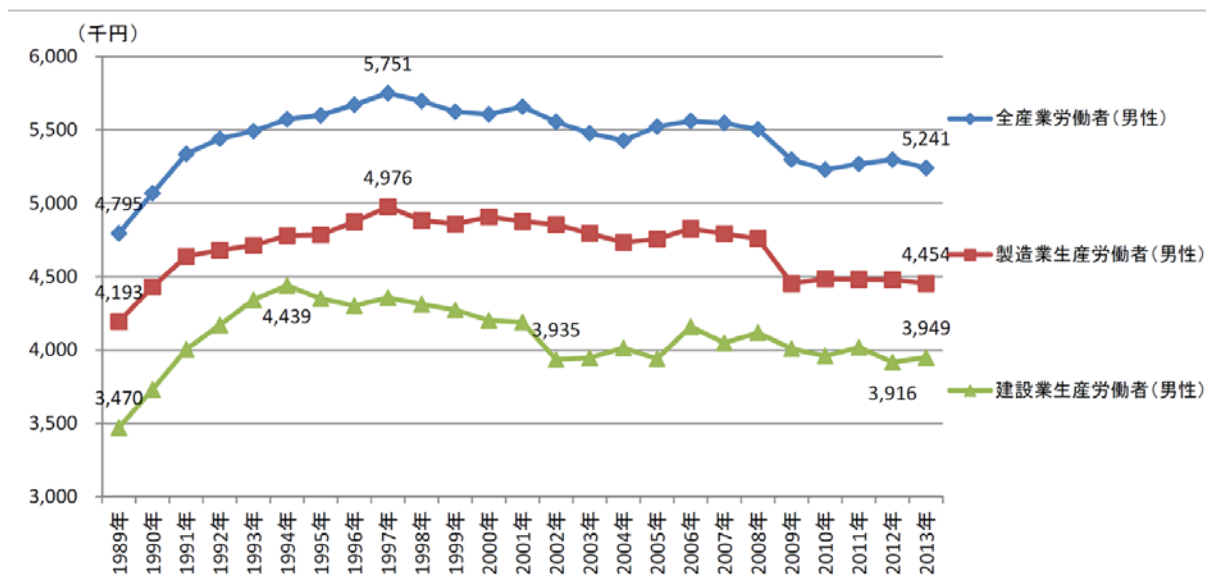


出典) 総務省「国勢調査」

1
2

年間賃金総支給額は全産業平均を約25%下回っており、建設業の賃金水準は依然として全産業より低い水準にとどまっている。

図表 年間賃金総支給額の産業別・年代別推移

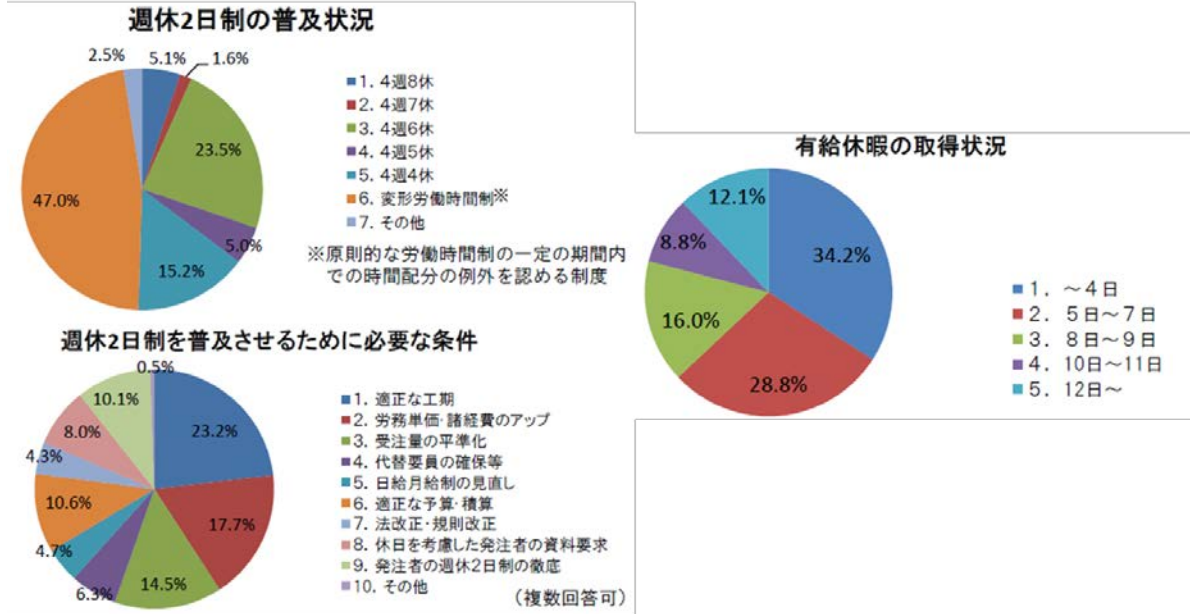


出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

3
4

4週8休の取得企業は5%程度。有給取得状況も半数以上が7日以下となっている。
 このような労働環境を改善しワークライフバランスを向上させる必要がある。

図表 休暇・休日の取得状況について



出典) (一社) 全国建設業協会 賃金水準の確保及び社会保険加入状況等調査結果

1
2
3

(5) 建設業への理解不足

平成27年9月の関東・東北豪雨では、南会津地域をはじめ県内の広範囲の地域で、河川の氾濫、土砂災害などが発生した。
 要請を受けた建設業会では、延べ2,288人の人員と延べ1,022台の重機を出動させ、通行止めとなった道路等の**早期復旧作業にあたった**。

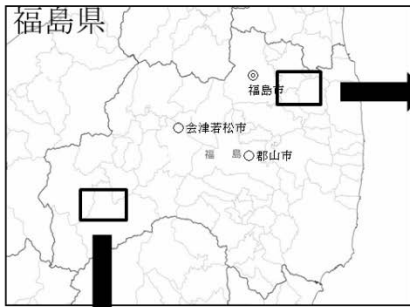
建設企業による災害対応出動状況(平成27年9月9日~9月18日)		
出動会員企業数	出動作業人員数 (延べ数)	出動機械等台数 (延べ数)
126社 (会員企業数243社)	2,288人	1,022台 (バックホー、ダンプ等)

出典) 福島県建設業協会

4
5
6

平成27年9月関東・東北豪雨に対する災害対応状況

2015/11/30



県北支部
2015.9.10 R115伊達市霊山町石田

(R115)
規制開始時間
平成27年9月10日
21時00分

全面解除時間
平成27年9月17日
6時00分



山口支部
2015.9.10 R401南会津町内川



田島支部
2015.9.11 R352南会津町滝ノ原

(R352)
規制開始時間
平成27年9月9日
20時00分

全面解除時間
平成27年9月12日
19時00分

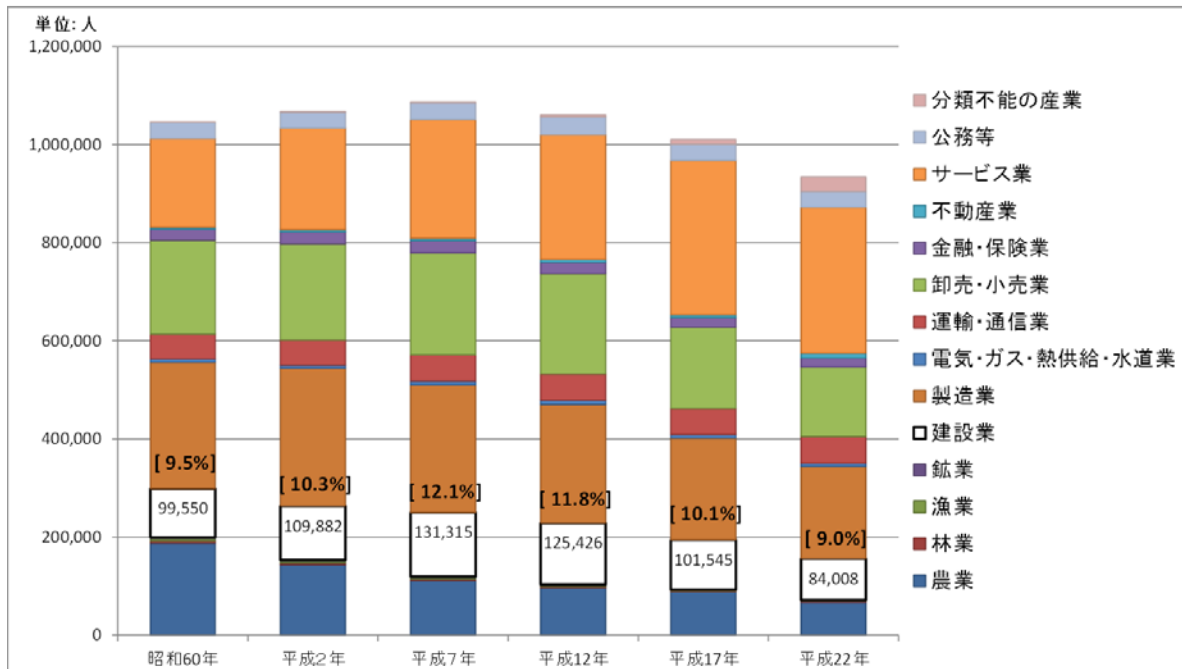
出典) 福島県建設業協会

- 1
- 2
- 3

(6) 地域における建設業の維持

福島県の産業別就業者数における建設業の割合は、平成7年の12.1%(13万人)がピークであり、平成22年は9.0%(8.4万人)と減少している。

図表 福島県の産業別就業者数の推移 (再掲)



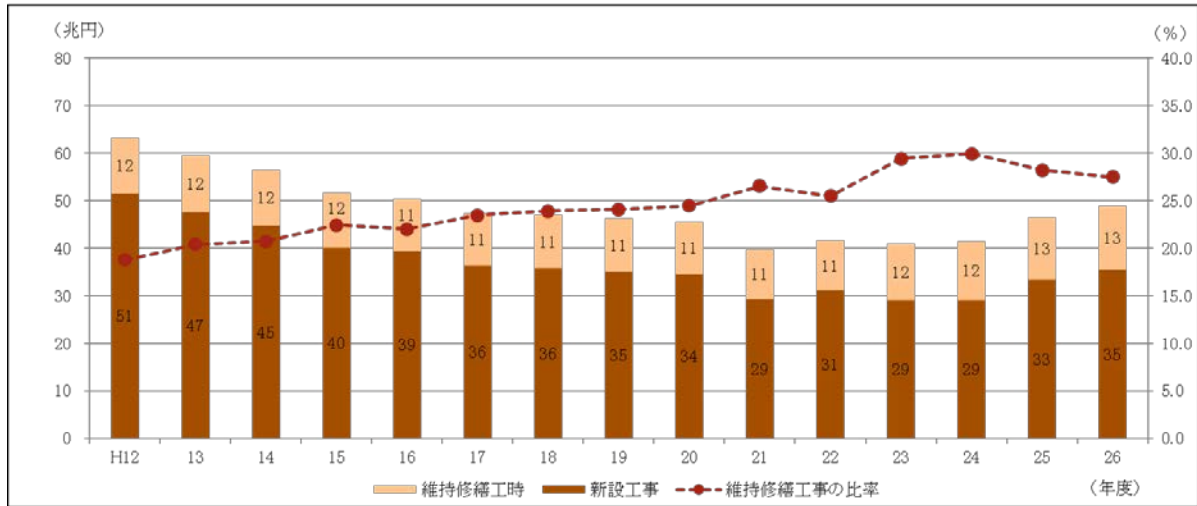
出典) 国勢調査

- 4

1 (7) 維持管理分野への対応

土木・建築ともに新設工事は減少基調であるが、**維持修繕工事は同程度で維持**しており、建設投資に占める割合は30%程度に増加している。

図表 維持修繕工事（土木及び建築）の推移



出典) 国土交通省 建設工事施工統計

2
3
4

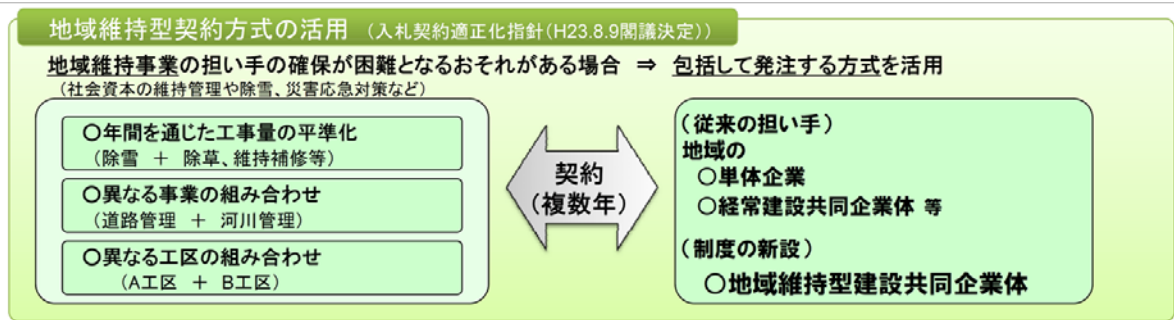
中山間地域道路等維持補修業務委託のモデル事業(奥会津モデル)により、包括的な維持管理業務の検討に取り組んでいる。



出典) 福島県

5
6

新たな維持管理の方式として、地域維持型JV(共同企業体)等の取組が挙げられる。



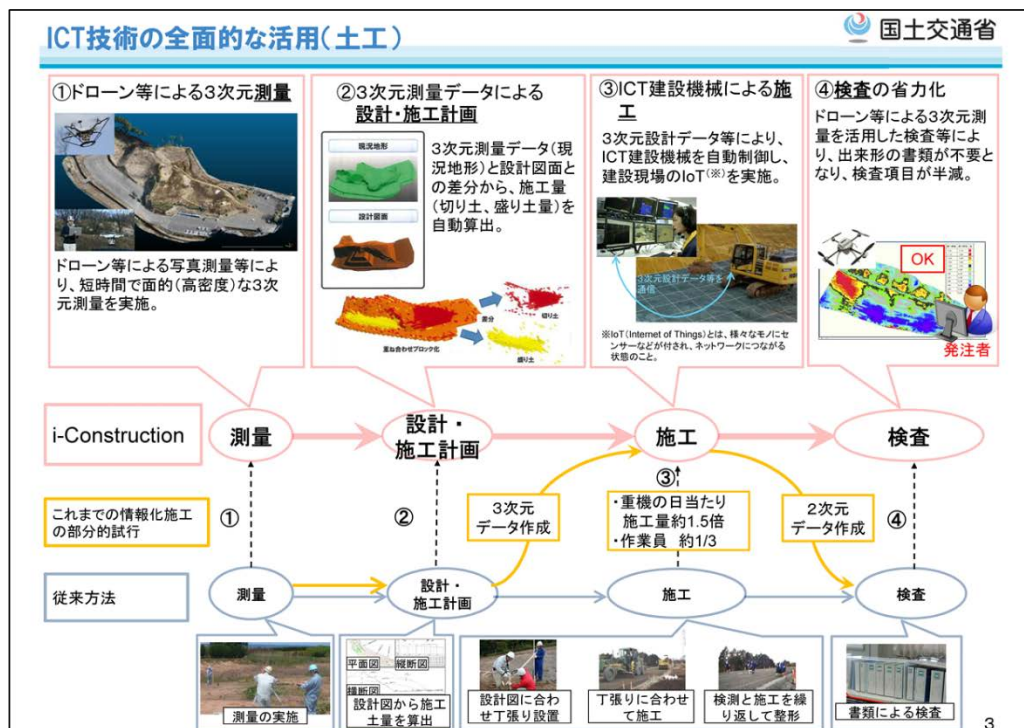
出典) 国土交通省

■地域維持型JV(共同企業体)

地域の維持管理に不可欠な事業について、継続的な協業関係を確保することにより、その実施体制の安定確保を図る目的で結成する共同企業体。

※兵庫県などにて実施事例有

維持管理の効率化として、ICT技術の全面的な活用に取り組んでいる。



出典) 国土交通省